

レベル	総合	授業	学生の課外活動	学内会議	大学その他の場所における研究活動（自宅における研究活動は制限しない）	入構 （教員・学生・学外者）	入構 （事務職員）
0.0	通常	—	—	—	—	—	—
0.5	一部制限	原則として対面授業とする。ただし、感染防止対策が徹底できない授業については遠隔授業（非同期型）で実施する。国外および新規感染者数が多い都道府県への移動を伴う授業は許可しない(*1)。	課外活動ガイドライン、自主活動・ボランティア活動のガイドライン等に従い、活動内容を申請し、感染拡大に配慮した活動を許可する。学外その他団体との接触を伴う活動、合宿を伴う活動は原則禁止とする。ただし、特段の事情がある場合は学長が許可できる。新規感染者数が多い都道府県への移動を伴う活動は許可しない(*1)。	オンライン会議を推奨する。ただし、必要に応じて部局長判断で対面会議を開催できる。	可とする。ただし、新規感染者数が多い都道府県への出張は許可しない(*1)。国外を含め、特段の事情がある場合は学長が許可できる(*2)。	教員は通常勤務とする。学生は対面授業の開講時間帯に限って申請の必要なく入構を認める。また、大学図書館利用、その他事前に教職員の許可を得ている場合は入構を認める。学外者は教職員の許可を得た場合は可とする。	通常勤務とする。
1.0	制限小	原則として遠隔授業とする。ただし、実験実習演習科目で、かつ、特段の事情がある場合は、学長が許可できる。国外および他の都道府県への移動を伴う授業は許可しない。	原則として禁止とする。ただし、特段の事情がある場合は学長が許可できる。	オンライン会議を推奨する。ただし、必要に応じて部局長判断で対面会議を開催できる。	可とする。ただし、新規感染者数が多い都道府県および国外への出張は許可しない(*1、*2)。特段の事情がある場合は学長が許可できる。	教員は自宅勤務を推奨する。学生は学長の許可を得た場合は可とする。学外者は教職員の許可を得た場合は可とする。	可能な限り自宅勤務とする。ただし、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、交代勤務、時差出勤等を学長が許可できる。
2.0	制限中	すべての授業を遠隔授業とする。学外授業は許可しない。	学内外のすべての課外活動を禁止する。	原則としてオンライン会議とする。ただし、特段の事情がある場合は部局長判断で対面会議を開催できる。	可とする。ただし、仙台市外への出張は許可しない。	公共交通機関を利用して通勤する教員は自宅勤務を原則とする。学生は入構不可とする。学外者は学長の許可を得た場合は可とする。	原則として自宅勤務とする。ただし、業務の滞滞、事後処理業務について必要な場合は学長が許可できる。
3.0	制限大	すべての授業を遠隔授業とする。学外授業は許可しない。	学内外のすべての課外活動を禁止する。	原則としてオンライン会議とする。ただし、学長が必要と認めた場合のみ対面会議を開催できる。	可とする。ただし、出張は許可しない。	教員は自宅勤務を原則とする。学生は入構不可とする。学外者は学長の許可を得た場合は可とする。	原則として自宅勤務とする。ただし、重要な事務を継続するために少人数が交替で短時間出勤することを学長が許可できる。
4.0	活動の停止	すべての授業を遠隔授業とする。学外授業は許可しない。	学内外のすべての課外活動を禁止する。	対面会議は禁止する。	不可とする。	教員は自宅勤務とする（学長は出勤を指示できる）。学生は入構不可とする。学外者は学長の許可を得た場合は可とする。	自宅勤務とする。ただし、大学機能維持に出勤せざるを得ない業務については学長が許可できる。

\*1 直近7日間の新規感染者数が人口100万人当たり100人を超える都道府県。

\*2 その国の直近7日間の新規感染者数が人口100万人当たり50人を超える国への出張は原則として許可しない。